



平成 26 年 12 月 16 日

各 位

会 社 名 ITホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 前西 規夫
(コード番号 3626 東証第1部)
問合せ先 広報・IR部長 佐久間 巖
(Tel. 03-5338-2272)

子会社である株式会社アグレックス株券等（証券コード 4799）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

ITホールディングス株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 26 年 10 月 30 日開催の取締役会において、株式会社アグレックス（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、コード番号：4799、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）及び本新株予約権（下記「1. 本公開買付けの概要」「(3) 買付け等に係る株券等の種類」の「②新株予約権」で定義します。）を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、平成 26 年 10 月 31 日より本公開買付けを実施しておりましたが、下記の通り、本公開買付けが平成 26 年 12 月 15 日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本公開買付けの概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地
ITホールディングス株式会社
東京都新宿区西新宿八丁目 17 番 1 号
- (2) 対象者の名称
株式会社アグレックス
- (3) 買付け等に係る株券等の種類
① 普通株式

② 新株予約権

- (i) 平成 20 年 7 月 24 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 1 回新株予約権」といいます。）
- (ii) 平成 21 年 7 月 24 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 2 回新株予約権」といいます。）
- (iii) 平成 22 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 3 回新株予約権」といいます。）
- (iv) 平成 23 年 7 月 29 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 19 日に発行された新株予約権（以下「第 4 回新株予約権」といいます。）
- (v) 平成 24 年 7 月 27 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 5 回新株予約権」といいます。）
- (vi) 平成 25 年 7 月 26 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 6 回新株予約権」といいます。）
- (vii) 平成 26 年 7 月 25 日開催の対象者取締役会決議に基づき、同年 8 月 20 日に発行された新株予約権（以下「第 7 回新株予約権」といい、第 1 回新株予約権、第 2 回新株予約権、第 3 回新株予約権、第 4 回新株予約権、第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権と総称して「本新株予約権」といいます。）

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,210,898 (株)	— (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該買付予定数は、対象者が平成 26 年 10 月 30 日に公表した平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（10,500,000 株）に、対象者の平成 26 年 6 月 19 日提出の第 50 期有価証券報告書（以下「第 50 期有価証券報告書」といいます。）に記載された平成 26 年 3 月 31 日現在の第 1 回新株予約権 68 個、第 2 回新株予約権 96 個、第 3 回新株予約権 107 個、第 4 回新株予約権 100 個、第 5 回新株予約権 165 個及び第 6 回新株予約権 169 個並びに対象者が平成 26 年 8 月 20 日に公表した「ストックオプション（新株予約権）の内容確定に関するお知らせ」に記載された平成 26 年 8 月 20 日現在の第 7 回新株予約権 134 個の目的となる対象者普通株式数（83,900 株）を加えた株式数（10,583,900 株）から、平成 27 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 26 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（119,002 株）及び公開買付者が平成 26 年 10 月 30 日現在所有する株式数（5,254,000 株）を控除した株式数となります。

(注4) 公開買付期間末日までに本新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は交付される対象者普通株式についても本公開買付けの対象とします。

(注5) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 26 年 10 月 31 日（金曜日）から平成 26 年 12 月 15 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき、1,430 円

② 新株予約権

(i) 第 1 回新株予約権 1 個につき、1 円

(ii) 第 2 回新株予約権 1 個につき、1 円

(iii) 第 3 回新株予約権 1 個につき、1 円

(iv) 第 4 回新株予約権 1 個につき、1 円

(v) 第 5 回新株予約権 1 個につき、1 円

(vi) 第 6 回新株予約権 1 個につき、1 円

(vii) 第 7 回新株予約権 1 個につき、1 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 26 年 12 月 16 日に東京証券取引所において、報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,428,606（株）	4,428,606（株）
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—

株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	4,428,606	4,428,606
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	52,540 個	買付け等前における株券等所有割合 50.21%
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	3,031 個	買付け等前における株券等所有割合 2.90%
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	96,826 個	買付け等後における株券等所有割合 92.53%
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	669 個	買付け等後における株券等所有割合 0.64%
対象者の総株主等の議決権の数	103,798 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等（令第7条第1項各号に掲げる場合に係る株券等を含み、対象者が所有する自己株式及び特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において、府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者が所有する株式を除きます。）に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成26年11月7日提出の第51期第2四半期報告書（以下「第51期第2四半期報告書」といいます。）に記載された平成26年9月30日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、第51期第2四半期報告書に記載された平成26年9月30日現在の対象者普通株式の発行済株式総数（10,500,000株）に、対象者の平成26年6月19日提出の第50期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の第1回新株予約権68個、第2回新株予約権96個、第3回新株予約権107個、第4回新株予約権100個、第5回新株予約権165個及び第6回新株予約権169個並びに対象者が平成26年8月20日に公表した「ストックオプション（新株予約権）の内容確定に関するお知らせ」に記載された平成26年8月20日現在の第7回新株予約権134個の目的となる対象者普通株式数（83,900株）を加えた株式数（10,583,900株）から、平成27年3月期第2四半期決算短信に記載された平成26年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（119,002株）を控除した10,464,898株に係る議決権の数（104,648個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
カブドットコム証券株式会社（復代理人） 東京都千代田区大手町一丁目3番2号

- ② 決済の開始日
平成26年12月22日(月曜日)

- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送いたします。なお、復代理人による交付はログイン後画面を通じ電磁的方法により行います。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金いたします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等につきましては、平成26年10月30日に公開買付者が公表した「子会社である株式会社アグレックス株券等（証券コード4799）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者普通株式は、現在、東京証券取引所市場第一部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付け後の一連の取引により、対象者を完全子会社化することを企図しておりますので、かかる手続が実行された場合、対象者普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる見込みです。今後の具体的な手続につきましては、対象者と協議の上、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

また、本公開買付けが、公開買付者の今期の連結業績に与える影響は軽微です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ITホールディングス株式会社 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

以上